

福教大財務第39号
令和5年4月1日

各部局長 殿

国立大学法人福岡教育大学長
飯 田 慎 司

国立大学法人福岡教育大学構内の交通規制について（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学構内（以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の運行及び通行を規制し、並びに交通の安全及び教育研究環境の保全を図るため、車両の運行並びに自転車及び歩行者等の通行に関する取り扱いは、令和5年4月1日から下記のとおりとしますので通知します。

令和2年3月2日付け福教大財務第587号「国立大学法人福岡教育大学構内の交通規制について（重要通知）」は、令和5年3月31日限りで廃止します。

記

- 1 車両により構内に入構できる者は、次のとおりとする。
 - （1）通勤・通学に必要があると認められる教職員（役員、非常勤含む）及び学生（研究生及び科目等履修生を含む。以下同じ。）
 - （2）本学の運営上必要な工事の施工又は物品の搬出入等を行う者
 - （3）教育研究等業務上必要がある教職員及び学生
 - （4）本学に用務のある外来者
 - （5）その他旅客の用に供する営業車、郵便車等特別の事情があるもの
 - （6）他に特別の事情により車両入構を必要とする者
- 2 車両により構内に入構しようとする者は、所定の様式に基づき、学長に申請し、その許可を受けなければならない。

（1）申請区分

申請区分	申請・記載書類	申請先
A：常時入構する者 （教職員・学生・その他） （注1）（注2）	車両入構登録申請書	・ 人事企画課 （教職員・その他） ・ 学生支援課 （学生）
B：期間を区切り入構する者 （教職員・学生・その他） （注1）（注2）		
C：臨時に一時入構する者 （注3）	門衛所 備え付け書類	門衛所

(注1) 「常時」とは1年を通じて入構する場合で、「期間を区切り」として区切る期間の単位は6ヶ月(4月～9月又は10月～翌年3月)とする。

(注2) 「その他」とは、業者、その他、本学に用務のある者をいう。

(注3) 学生の臨時入構は、事前に指導教員や部の顧問(顧問がいない場合は学生支援課)から下記の理由で臨時入構申請書の提出があった場合に限る。

(理由)

- ・授業等で学生の車を必要とする場合(通学を除く)
- ・部活動での荷物の運搬や教育・研究で大型機器を運搬するなど、どうしても車両が必要な場合
- ・その他、どうしても学生に車で入構させるべき具体的な必要性がある場合

(2) 申請時期

- ・申請及び更新：原則として有効期間が終了する年度の2月15日から3月15日まで(これにより難しい場合は、別途通知するものとする。)
- ・臨時申請：入構許可を希望する日

(3) 申請先

- ① 教職員、その他：人事企画課
- ② 学生：学生支援課
- ③ 臨時的に一時入構する者：門衛所

3 車両入構許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 車両の所有者及び使用者が明確であること。
- (2) 車体検査済の車両であること。
- (3) 改造車でないこと。
- (4) 自動車保険(任意)に加入し、十分な補償能力を有すること。
- (5) 自動車での通勤・通学の距離が通常の経路で片道2km以上であること。
- (6) 通学については、次の条件を満たしていること。
 - ① 車両所有者が当該車両の使用を許可していること。
 - ② 自動車保険(任意)に加入していること。
 - ③ 指導教員の承認があること。
- (7) 他に特別の事情により車両入構許可を必要とすること。
 - ① 身体障害者、病弱者等で自家用車両による通勤・通学を必要とする場合
 - ② 業務の都合上、自家用車両による通勤・通学を必要とする場合
 - ③ その他自家用車両による通勤・通学が必要であると認められる場合

(注) (7) ①②③に該当する場合は、申請者は、理由書及びその理由を証する書類を添付して学長に申請し、許可を受けなければならない。

4 車両入構登録証及び入構許可証(入館カードで、車両による入構権限のみ付与したものをいう。)の発行の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 発行対象者 車両入構登録申請を行った者のうち、学長が許可した者
- (2) 発行窓口

- ① 2 (1) 申請区分A, B該当者：

財務企画課が指定する窓口（車両入構登録証及び必要に応じ入構許可証を発行する。）

- ② 2 (1) 申請区分C該当者：

門衛所（車両入出門証及び臨時入構パスカードを発行する。）

(3) 有効期限

- ① 車両入構登録証

2 (1) 申請区分A該当者：4月1日（又は利用料金支払い時）～翌年3月31日

2 (1) 申請区分B該当者：4月1日～9月30日又は10月1日～翌年3月31日

- ② 車両入出門証

2 (1) 申請区分C該当者：発行当日

- ③ 入構許可証

4月1日（又は使用料金支払い時）～翌年3月31日

(4) 利用料金

申請者	常時利用	期間を区分して利用	備考
○教職員 (非常勤)	8,380円/年 4,190円/年	5,230円(注1) 2,610円(注1)	(注1)
○学生	4,190円/年	3,140円(注1)	期間区分
○その他 (業者) (その他)	8,380円/年 8,380円/年	5,230円(注1) 5,230円(注1)	4月～9月 10月～3月
■臨時に一時入構する者	—	—	車両入出門証及び臨時 入構パスカードによる 入構
入構許可証の再発行	2,000円/回	2,000円/回	

(5) 発行手続

- ① 2 (1) 申請区分A又はB該当者：

ア) 福教大ICカードの現に保有している者又は学生証、職員証、又は認証カードを取得する資格を有する者

i) 福教大ICカードに入構権限を付与するため、福教大ICカードを現に保有していない者は、所定の手続きにより、福教大ICカードを取得すること

ii) 発行窓口の業務開始時間の間に、2 (1) 申請先の確認印のある申請書、利用料金及び申請者の身分を証するものを持参のうえ、車両入構登録証を受領すること

iii) 車両入構登録証を紛失又は汚損した場合を除き、車両入構登録証の再発行は行わない。もし、車両入構登録証を紛失又は汚損した場合は、2 (1) 申請先に申し出ること

iv) 福教大ICカードを紛失又は失効した場合は、所定の手続きにより再発行のうえ、2 (1) 申請先に申し出ること

イ) 福教大ICカードを現に保有しておらず、かつ、学生証、職員証、又は認証カードを取得する資格を有さない者

i) 発行窓口の業務開始時刻以降に、2 (1) 申請先の確認印のある申請書、利用料

金及び申請者の身分を証するものを持参のうえ、車両入構登録証及び入構許可証を受領すること。

なお、申請者については、国立大学法人福岡教育大学 I C カードの交付及び利用に関する規程第 7 条に基づき、本重要通知の定める手続により入構許可証を貸与することができるものとする

ii) 車両入構登録証を紛失又は汚損した場合を除き、車両入構登録証の再発行は行わない。もし、車両入構登録証を紛失又は汚損した場合は、2 (1) 申請先に申し出ること

iii) 入構許可証を紛失又は失効した場合は、所定の手続きにより再発行のうえ、2 (1) 申請先に申し出ること

② 2 (1) 申請区分 C 該当者：

門衛所で所定の手続きを行い、車両入出門証及び臨時入構パスカードを受領し、ただちに入構すること

(6) 提示義務

車両入構登録証又は車両入出門証は、入出門時に提示し、駐車中は車外から容易に見えるように車内のフロントのガラス付近に掲示しなければならない。

(7) 返納の手続き

車両入構登録証の有効期間が終了した際は、入構許可証（保有している場合）とともに発行窓口に返納すること。

5 車両による入構の要領は次のとおりとする。

① 福教大 I C カード（入構許可証を含む）による入構許可者

構内へは、正門のカーゲートに学生証、職員証、認証カード又は入構許可証（非接触型）をかざし、カーゲートを解放のうえ、入構するものとする。

② 臨時に一時入構する者

門衛所で一旦下車し、車両入出門証の交付及び臨時入構パスカードの交付を受け、臨時入構パスカードを投入口へ挿入し、カーゲートを解放のうえ、入構するものとする。

6 車両による通行を禁止する場所は、次のとおりとする。

(1) 共通講義棟から自然科学教棟に至る道路

(2) 学生センターの前の道路から学生会館前の中庭周囲にかけての道路

(3) 大講義棟南側から同建物正面玄関に至る道路

(4) グローバルラーニングセンター棟前から体育館及び通学路に至る道路

(5) 西門駐輪場から健康科学センターに至る道路

7 構内における車両、自転車の駐車場および駐輪場は、下記のとおりとする。

区 分	駐 車 場 等	備 考
	(1) 大駐車場 (2) 人文社会教棟南側駐車場 (3) 人文演習棟西側駐車場	ただし、学生にあつては大駐車場及び野球場西側・南側駐車場を駐車位置

自 動 車	(4) 城山会館東側駐車場 (5) 特別支援教育第二・幼児教育教棟南側駐車場 (6) 特別支援教育センター南側駐車場(辯論館) (7) 大講義棟東側駐車場 (8) 学術情報センター図書館西側駐車場 (9) 音楽教棟南側駐車場 (10) 学生センター南側駐車場 (11) 学生センター西側駐車場 (12) 健康科学センター北側駐車場 (13) 学生会館西側駐車場 (14) 財務企画課東側駐車場 (15) ボイラー室通路駐車場 (16) 保健体育教棟南側駐車場 (17) 自然科学教棟南側駐車場 (18) 家政教棟東側駐車場 (19) 家政教棟南側駐車場 (20) 美術・書道教棟北側駐車場 (21) 野球場西側駐車場 (22) 野球場南側駐車場（臨時）	とする。
自動二輪車 (原動機付自転車含む。) 及び自転車	(1) 通用門横駐輪場 (2) プール南側駐輪場	
自 転 車	(1) 大駐車場北側駐輪場 (2) 人文社会教棟南側駐輪場 (3) 家政教棟南側駐輪場	許可された教職員の自動二輪車については、可とする。

8 構内において車両を運転する者の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識及び道路標示等に従って運転すること。
- (2) 車両の最高速度は、毎時20km以下とすること。
- (3) 本学が指定する駐車場以外の場所に駐車しないこと。ただし、本学が特に許可した場合はこの限りでない。
- (4) 無ナンバー車両を運転又は駐車若しくは放置しないこと。
- (5) みだりに警笛音を発し、又は空ふかし音、急ブレーキ音、タイヤ摩擦音を発する運転をしないこと。
- (6) 運転免許証、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を携帯すること。
- (7) 本学の行事又は緊急事態等が発生した場合において、本学が臨時に車両の運行を制限等するときは、これに従うこと。

- 9 車両を運転して入構した者は、ただちに所定の駐車場に駐車しなければならない。また、 駐車した車両は、出構するまでみだりに移動してはならない。
- 10 車両を運転して入構した者が、この通知に違反した場合は、学長は入構許可を取り消すことができる。
- 11 構内における車両の運行方法及び事故処理等については、この取扱いに定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）の定めるところによる。
- 12 構内における車両の事故等については、大学は一切責任を負わない。
- 13 次に掲げる車両は、この通知による取り扱い適用外とすることができる。
- ① 法人が保有する車両
 - ② 清掃車
 - ③ 緊急自動車
 - ④ 配送業者の車両
 - ⑤ 法人から受託した事業等を行う事業者が、事業を行うために必要な資材の搬入等を行う業者で、あらかじめ当該事業者から法人に伝達のある業者の車両
 - ⑥ その他学長が許可した車両
- 14 この通知に定めるほか、構内の交通対策等に関することは部局長会議において協議し、学長が決定する。

(担当部署)

財務企画課 出納・資産担当

電話 0940-35-1222（内線1222）

E-mail kanzicho@fukuoka-edu.ac.jp